

2014中国・四国障害者陸上競技大会「クラス説明表」 日本身体障害者陸上競技連盟2013年度版

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

区分表に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック・跳躍>

注: 2014年度版で変更の可能性があります。2013年に一部変更がありました。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	T11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。
	T12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。
	T13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。
知的障害	T20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T31	重度の四肢麻痺。下肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は4から3。
	T32	重度の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は4から3。
	T33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2である。
(立位) 脳性麻痺	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。
	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
脳性麻痺	T37	歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度は3または2。
	T38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。
	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。18歳以上。
低身長症	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。18歳以上。
(立位) 切断 機能障害	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	T43	両大腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。
切断 機能障害	T44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢機能障害基準に該当するもの。
	T45	両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。
	T46	両前腕切断または片上腕切断。または片上腕に機能障害基準(MDC)に該当するもの。
	T47	片前腕切断(片手関節離断含む)または片前腕に機能障害基準に該当するもの。
	T48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子) 頸損 脊損 切断 機能障害	T49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C5/6)。
	T52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している(神経機能残存レベル C7/8)。
切断 機能障害	T53	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。
	T54	両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。(神経機能残存レベル T8~S4) 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの。(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差)
	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
聴覚障害	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

2014中国・四国障害者陸上競技大会「クラス説明表」

日本身体障害者陸上競技連盟2013年度版

<フィールド>

注:2014年度版で変更の可能性があります。2013年に一部変更がありました。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。
	F12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。
	F13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。
知的障害	F20	知的障害
	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は4から3。
(車椅子) 脳性麻痺	F32	痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2である。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。非対称性の両麻痺も含まれる。
	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
(立位) 脳性麻痺	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。
	F38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。
(立位) 低身長症	F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。18歳以上。
	F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。18歳以上。
(立位) 切断	F42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F43	両大腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。
	F44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢機能障害基準に該当するもの。
	F45	F45a 両上肢切断(両手関節離断含む)または両上肢の機能を全廃したもの。 F45b 両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。
機能障害	F46	両前腕切断または片上腕切断。または片上腕に機能障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの。
	F47	片前腕切断(片手関節離断含む)または片前腕に機能障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの。
	F48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。座位バランス不良(神経機能残存レベル C5/6)。
(車椅子) (椅子使用) 頸損 脊損 切断 機能障害	F52	良好な肩関節機能。肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。(神経機能残存レベル C7)。
	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる(神経機能残存レベル C8)。 F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い機能を併せ持つもの。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~L1)。 両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。
	F56	膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲ることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L4)。 両大腿切断(1/2以上)。下肢の筋力がほぼ1~2である不全麻痺のもの。
	F57	両上肢と体幹機能が正常。座位バランスが良好。股関節屈曲と内転と外転、膝関節屈曲と伸展の機能をもつ。足関節背屈と底屈は弱い(神経機能残存レベルL5)。 両大腿切断(1/2より長いものから膝関節離断含む)、片股関節離断。下肢の筋力がほぼ2~3である不全麻痺。
	F58	最小の障害基準(MDC)の1つ以上に該当する障害をもつもの。(下肢の筋力低下、下肢の切断または欠損、可動域制限) 下肢の筋力がほぼ3~4である不全麻痺のもの。
聴覚障害	F59	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること